

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童手当法（以下「法」という。）の規定に基づく児童手当・特例給付受給事由消滅処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して、令和 3 年 2 月 2 4 日付けの児童手当・特例給付受給事由消滅通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った児童手当・特例給付受給事由消滅処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は以下のことから、本件処分の違法、不当を主張している。

コロナのため、〇〇才の子を迎えに行くのに、〇〇国内 3 週間、日本国内 2 週間隔離（離）期間があり、希望通りの航空券を取れず、会社を長期間休むことができない。〇〇才の子が一人で日本に戻ることができない。両親にお願いするのもビザがおりないため不可。コロナの期間中、〇〇才の子がみなし再入国期限内に日本に戻れないから、本件処分は違法・不当である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和3年10月4日	諮問
令和3年12月23日	審議（第62回第3部会）
令和4年1月18日	審議（第63回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 児童手当について

ア 法3条1項は、「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であって、日本国内に住所を有するもの又は留学その他の内閣府令で定める理由により日本国内に住所を有しないものをいうと規定している。

イ 法4条1項1号は、児童手当の支給要件について、児童（支給要件児童）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、日本国内に住所を有するものを対象とすると規定している。

ウ 法5条1項は、法施行令で定める一定額以上の所得がある者については、児童手当を支給しないと規定している。

法施行令1条は、法5条1項に規定する額は、扶養親族等及び児童があるときは、622万円に当該扶養親族等及び児童一人につき38万円を加算した額とする旨規定する。

エ 法施行規則（以下「規則」という。）7条1項によれば、手当の受給者は、手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、速やかに、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に届け出なければならないとされている。

そして、規則10条によれば、市町村長は、手当の受給資格に関する処分を行ったときは、文書で、その内容を手当の受給者に通知しなければならないとされている。

オ 「市町村における児童手当関係事務処理について」（平成29年7月19日付府子本第586号内閣府子ども・子育て本部統括官通知別添の「児童手当市町村事務処理ガイドライン」。以下「ガイドライン」という。）22条5号によれば、受給事由消滅届の提出がない場合においても、公簿等の確認によって、支給要件を具備しなくなったことが明らかとなったときは、職権に基づく支給事由消滅の処理を行うことができるものとされている。

なお、ガイドラインは、地方自治法245条の4第1項に規定する技術的な助言であり、法の解釈運用指針として作成されたものである。

(2) 特例給付について

法附則2条1項は、当分の間、法4条に規定する要件に該当する者（法5条1項の規定により児童手当が支給されない者に限る。）に対し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）は所定の給付（特例給付）を行う旨規定し、同条2項は、同条1項の特例給付は、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につき、5千円に同条3項において準用する7条1項又は3項の認定を受けた受給資格に係る中学校修了前の児童の数を乗じて得た額とすると規定している。

2 本件処分についての検討

- (1) これを本件についてみると、処分庁は、住民情報・年金特徴照会により、本児の住民登録が、令和3年1月23日付けで「再入国許可期間経過通知により職権消除」となったことを確認したことから、本児が法3条1項の「児童」、すなわち、「日本国内に住所を有するもの又は留学その他の内閣府令で定める理由により日本国内に住所を有しないもの」に該当しないと判断したことが認められる。
- (2) そして、処分庁は、ガイドライン22条に基づき、請求人の本件特例給付の受給資格の消滅処理を行い、規則10条の規定に基づき、その旨、本件処分通知書により請求人に通知したものと認められる。
- (3) そうすると、本件処分は、上記1の法令等に基づいてなされた適法かつ妥当なものであると認められ、これを違法又は不当とすることはできない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり主張する。しかし、本件処分が、法令等の規定に基づき適正になされたものと認められることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成